

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月13日
【事業年度】	第19期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市江 正彦
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目5番7号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 田上 馨
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目5番7号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 田上 馨
【縦覧に供する場所】	スカイマーク株式会社 本社 （東京都大田区羽田空港三丁目5番7号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
事業収益	(百万円)	58,023	80,255	85,943	85,975	80,946
経常利益又は経常損失()	(百万円)	10,968	15,747	8,091	403	16,685
当期純利益又は当期純損失()	(百万円)	6,325	7,705	3,778	1,845	20,218
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	4,952	14,170	14,177	14,181	14,186
発行済株式総数	(株)	70,813,400	91,242,900	91,286,400	91,309,600	91,344,200
純資産額	(百万円)	17,359	42,882	46,824	44,689	24,506
総資産額	(百万円)	37,357	67,736	74,230	78,771	70,355
1株当たり純資産額	(円)	244.15	469.12	510.60	486.26	264.01
1株当たり配当額	(円)	10	-	4	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	90.53	88.17	41.55	20.29	222.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	88.53	86.82	41.31	-	-
自己資本比率	(%)	46.1	63.0	62.6	56.2	34.1
自己資本利益率	(%)	44.5	25.8	8.5	4.1	59.2
株価収益率	(倍)	11.0	8.1	8.8	-	-
配当性向	(%)	11.0	-	9.6	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	14,825	9,621	1,059	355	10,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,302	13,125	10,855	13,920	788
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	435	17,571	33	415	6,542
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	16,412	30,648	23,155	7,065	2,379
従業員数	(名)	1,588	2,007	2,281	2,275	2,216

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」につきましては記載しておりません。
- 2 第18期及び第19期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第18期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 第19期の株価収益率については、平成27年3月1日付で上場廃止となったため記載しておりません。
- 5 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

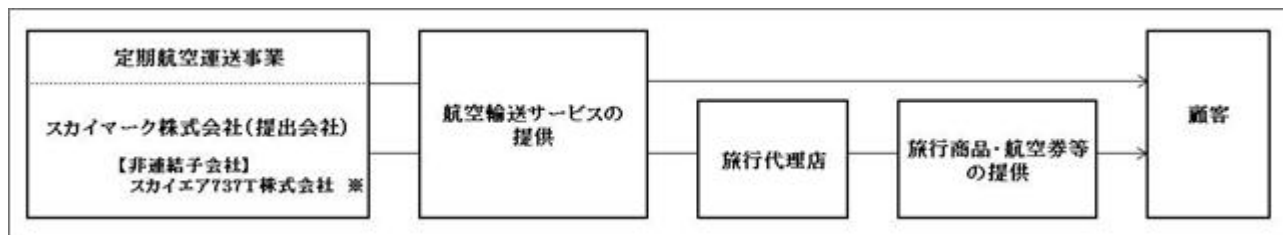
2【沿革】

年月	沿革
平成8年11月	東京都新宿区に、スカイマークエアラインズ株式会社を資本金1億5,000万円をもって設立
平成10年2月	運輸省へ定期航空運送事業免許を申請
平成10年5月	福岡空港内に福岡空港支店開設 東京都港区に本社移転
平成10年6月	東京国際空港内に羽田事業所開設
平成10年7月	東京国際空港内に東京空港支店開設、東京予約センター開設 定期航空運送事業免許取得
平成10年9月	9月19日、羽田 - 福岡線第1便就航
平成10年11月	福岡市中央区に福岡営業支店及び福岡予約センター開設
平成10年12月	大阪国際空港内に大阪空港支店開設
平成11年3月	新千歳空港内に札幌空港支店開設
平成11年4月	大阪府豊中市に大阪営業支店開設 4月24日、伊丹 - 新千歳、伊丹 - 福岡線就航
平成12年3月	搭乗者100万人達成
平成12年5月	東京証券取引所マザーズに上場
平成12年6月	6月30日、羽田 - 福岡線に集中させるため、伊丹 - 新千歳、伊丹 - 福岡線の運航を休止
平成12年7月	世界貿易センタービル（東京都港区）へ本社移転 東京国際空港に自社カウンターを設置 福岡空港における運航支援業務、出発前点検業務を自営化
平成12年9月	グランドハンドリング業務（地上貨客取扱業務）・飛行間整備業務を自営化
平成13年3月	自社養成による副操縦士の乗務開始
平成13年4月	搭乗者200万人達成。福岡空港における夜間駐機を開始
平成14年4月	羽田 - 鹿児島線就航
平成14年7月	国際航空運送事業許可証取得
平成14年8月	羽田 - ソウル間国際チャーター便就航
平成15年4月	羽田 - 青森、羽田 - 徳島線就航
平成15年10月	搭乗者500万人達成
平成15年11月	11月30日、羽田 - 青森線の運航を休止
平成16年10月	浜松町スクエア（東京都港区）へ本社移転
平成16年11月	11月1日、ゼロ株式会社と合併
平成17年3月	3月1日、資本金を21億6,315万円に減少 普通株式1株を200株に株式分割、単元株制度の導入により1単元の株式数を100株に変更 羽田 - 関西線就航 決算期変更（10月期より3月期へ変更）
平成17年7月	羽田 - 那覇線就航（季節限定で深夜定期便（9月まで））
平成18年2月	羽田 - 神戸線就航
平成18年3月	羽田 - 関西線の運航を休止
平成18年4月	羽田 - 徳島、羽田 - 鹿児島線の運航を休止 4月28日、羽田 - 新千歳線就航
平成18年7月	羽田 - 那覇線就航（季節限定で深夜定期便（9月11日まで））
平成18年9月	9月15日、羽田 - 那覇線の定期便就航
平成18年10月	10月1日、スカイマーク株式会社に商号変更
平成19年7月	神戸 - 那覇線就航（季節限定便（9月3日まで））

年月	沿革
平成20年4月	羽田 - 旭川線就航
平成20年12月	本社事務所を羽田空港整備場地区に設置し移転
平成21年3月	福岡 - 那覇線就航
平成21年6月	本店所在地を東京都大田区へ移転
平成21年9月	運航乗務員訓練施設（フル・フライト・シミュレーター）を本社に設置
平成21年10月	使用機材をボーイング737-800型に統一
平成22年4月	福岡 - 神戸線の運航を休止 神戸 - 茨城線就航
平成22年7月	神戸 - 旭川（新千歳経由）線就航
平成22年8月	羽田 - 北九州、北九州 - 那覇線就航
平成22年9月	羽田 - 鹿児島（神戸経由）、神戸 - 鹿児島線就航
平成22年10月	羽田 - 熊本（神戸経由）、神戸 - 熊本線就航
平成22年11月	エアバス社とA380型機導入に関する基本合意書を締結
平成22年12月	羽田 - 長崎（神戸経由）、神戸 - 長崎線就航
平成23年2月	中部 - 羽田、中部 - 茨城、中部 - 新千歳線就航 エアバス社とA380型機の購入契約を締結
平成23年6月	公募および第三者割当増資により資本金が141億に増加
平成23年9月	神戸事業所を神戸空港内に開設 那覇 - 宮古線就航
平成23年10月	成田 - 旭川、成田 - 新千歳線就航
平成23年12月	成田 - 那覇線就航
平成24年2月	成田 - 福岡線就航
平成24年3月	成田 - 神戸、関西 - 新千歳、関西 - 那覇線就航
平成24年6月	本社事務所を羽田空港新整備場地区へ移転
平成24年7月	成田 - 鹿児島、関西 - 旭川（ともに季節限定便（11月15日まで））、茨城 - 那覇線就航
平成24年9月	羽田 - 北九州、神戸 - 熊本線の運航を休止
平成25年2月	福岡 - 新千歳線就航
平成25年3月	関西 - 新千歳、関西 - 那覇、那覇 - 宮古線の運航を休止
平成25年4月	仙台 - 新千歳、仙台 - 福岡線就航
平成25年6月	那覇 - 宮古線の運航を再開
平成25年7月	石垣 - 成田、石垣 - 神戸、石垣 - 那覇線就航
平成25年11月	成田 - 福岡線の運航を休止 東京証券取引所市場第一部へ市場変更
平成25年12月	米子 - 茨城（神戸経由）、米子 - 成田、米子 - 神戸線就航
平成26年3月	羽田 - 石垣線（那覇経由）就航
平成26年4月	羽田 - 米子線、神戸 - 仙台線、茨城 - 福岡、茨城 - 中部線、米子 - 新千歳、米子 - 那覇線就航
平成26年8月	仙台 - 那覇線就航（季節限定便（9月15日まで））
平成26年10月	茨城 - 中部線、米子 - 羽田、米子 - 新千歳線、成田 - 新千歳、成田 - 米子、成田 - 那覇線の運航を 休止
平成27年1月	新千歳 - 那覇線就航（季節限定便（3月28日まで）） 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
平成27年2月	茨城 - 米子線（神戸経由）の運航を休止 東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受ける
平成27年3月	新千歳 - 仙台、新千歳 - 那覇線、福岡 - 仙台線、那覇 - 宮古、那覇 - 石垣線、羽田 - 石垣線（那覇 経由）就航の運航を休止 東京証券取引所第一部上場廃止

3【事業の内容】

当社グループは当社及び非連結子会社1社で構成されており、定期航空運送事業を営んでおります。事業の系統図は次のとおりであります。



スカイエア737T株式会社は9号機(登録記号:JA737T)リースに係る、航空機日本国籍取得の為の子会社であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
地上社員	1,361	36.0	4.5	4,525
運航乗務員	206	42.5	2.8	7,514
客室乗務員	649	28.1	2.5	3,279
合計または平均	2,216	34.3	3.8	5,106

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 従業員数は、受入出向者3名を含んでおりません。
 3 運航乗務員は、訓練生27名を含んでおりますが、受入出向運航乗務員118名は含んでおりません。
 4 客室乗務員資格を持つ地上職員は、客室乗務員に含んでおります。
 5 客室乗務員は、訓練生を含んでおりません。
 6 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んだ額で、当事業年度を通じて在籍していた従業員の平均値であります。
 7 従業員は、全て航空運送事業に従事しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使の関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における世界経済は、原油価格の急落による原油輸出国の経済減速や依然として不安定な中東情勢などありましたが、雇用情勢の改善が進む米国を中心に先進国において緩やかな回復基調にありました。

わが国経済においても、消費税増税の影響を受け、個人消費に弱さがみられ、為替相場（円ドル）も米国の利上げ観測により120円台を付けるなど円安基調が継続しましたが、原油価格の下落の影響やアベノミクスによる財政・金融政策を背景に世界経済同様に緩やかな回復基調が続きました。

航空業界を取り巻く事業環境は、原油価格の下落が続いた一方で、国内格安航空会社LCCの事業拡大や北陸新幹線の開業等により、ますます厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社は当事業年度においてエアバスA330-300型機3機を新たに導入し高品質座席の提供による顧客の囲い込み及び新規顧客の獲得を図りましたが、思うように搭乗率を確保することができず、更に想定を超える円安の進行による航空機材費及び燃料費等の負担増加により収益性が著しく悪化し資金繰りに窮する状況に至りました。加えて、平成27年7月29日にはエアバス社よりA380型機の購入契約解除に伴い多額の違約金を支払うよう請求を受けました。

これらの状況を受け、当社は平成27年1月28日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い同日、東京地方裁判所より民事再生手続開始決定が発令されました。

事業収益については、厳しい経営環境の中、収益性の低下していた路線を廃止し、より需要の見込まれる路線への架け替えを積極的に行いましたが、思うように顧客獲得に至らず、総売上高は80,946百万円（前年比5.8%減）となりました。

事業費は、使用航空機数の増加に伴う航空機材費の増加（前年比28.6%増）、エアバスA330-300型機の導入に係る運航乗員訓練費の増加（前年比103.9%増）、運航便の運休・欠航に伴う旅客サービスの拡充に係る非常旅客取扱費の増加（前年比1,333.8%増）等により95,108百万円（前年比11.7%増）となり、販売費及び一般管理費は、エアバスA330-300型機の導入に係る広告宣伝費の増加（前年比145.5%増）、保険料の増加（前年比109.7%増）等により3,473百万円（前年比3.7%増）となりました。

以上の結果、営業損益は17,635百万円の損失（前期は2,506百万円の損失）、経常損益は16,685百万円の損失（前期は403百万円の損失）、当期純損益は20,218百万円の損失（前期は1,845百万円の損失）となりました。

なお、民事再生手続きに係る再生計画案については、平成27年8月5日に開催された債権者集会において認可され、平成27年9月1日に確定しております。当該再生計画によりエアバス社等の大口債権者に対する債務免除等により資金繰りを圧迫する要因が軽減されたことから、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は解消されたと判断しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物残高は、前事業年度末に比べて4,685百万円減少（前年比66.3%減）し、2,379百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は11,124百万円（前事業年度は355百万円の獲得）となりました。

これは主に、税引前当期純損失18,765百万円、減価償却費3,210百万円、減損損失2,517百万円、定期整備引当金の増加額2,563百万円、長期預け金の増加額4,770百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は788百万円（前年比94.3%減）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出2,119百万円があった一方で、敷金及び保証金の回収による収入1,176百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は6,542百万円（前事業年度は415百万円の使用）となりました。

これは主に、短期借入による収入5,200百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 営業実績

当事業年度の営業実績の状況は、次のとおりであります。

科目		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		前年同期比
		金額(百万円)	構成比(%)	(%)
航空運送事業収入	旅客収入	79,416	98.1	93.5
	貨物収入	-	-	-
航空運送事業収入合計		79,416	98.1	93.5
附帯事業	附帯事業収入 (航空運送に附帯関連する事業)	1,530	1.9	152.4
合計		80,946	100.0	94.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 輸送実績

当事業年度の輸送実績の状況は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比 (%)
国内線		
有償旅客数(人)	6,540,986	99.6
有償旅客キロ(千人・キロ)	6,723,049	96.8
有効座席キロ(千席・キロ)	10,052,358	99.2
有償座席利用率(%)	66.8	-

- (注) 1 有償旅客キロは、各路線各区間の旅客数(千人)に各区間距離(キロ)を乗じたものの合計であります。
2 有効座席キロは、各路線各区間の有効座席数(千席)に各区間距離(キロ)を乗じたものの合計であります。
3 有償座席利用率は、前年同期に比べて1.7ポイント減少しております。

3【対処すべき課題】

当社は、平成27年1月28日に民事再生手続開始の申立てを東京地方裁判所に行いました。その後、民事再生手続に基づく再生計画の認可決定が平成27年9月1日に確定しております。

今後は、早期の民事再生手続終結に向けて、再生計画に則り債務の弁済及び事業の再構築に努めてまいります。

(1) 経営の基本方針

当社は安全運航を第一に考え、お客さまに喜ばれるサービス・価格を提供する事を経営理念として事業を行っております。この理念に基づき、以下に掲げる経営方針を実践しております。

運航路線

国内定期路線につきましては、東京国際空港（羽田空港）を基幹空港とし、羽田＝福岡線、羽田＝神戸線、羽田＝新千歳線、羽田＝那覇線を主要な運航路線としております。

また、当社は当面の間は国内線での収益力の安定化に注力し、国際線への展開は予定しておりません。

コスト

運航資源をはじめとするあらゆる事業資源の運用効率を高めるとともに、より合理的で最適な経営資源の導入を積極的に推進することにより事業構造改革に努めます。また、日常の様々な業務プロセスを徹底的に見直し、改善を図ることにより総体的なコスト削減を図ります。

サービス

お客さまにとってご納得いただける運賃と、ご予約から目的地ご到着まで適切なサービスを提供することにより、お客さまの信頼にお応えいたします。

航空機材

使用機材につきましては、ボーイング737-800型機に統一し収益性の向上に努めます。なお、民事再生手続の申立に伴い、平成25年度に導入いたしましたエアバスA330-300型機については全機のリース契約を解除し、また導入を予定しておりましたエアバスA380型機につきましても導入を中止いたしました。

(2) 会社の利益配分に関する基本方針

当社では株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と考えており、配当につきましては利益の状況、企業体質の強化及び今後の事業展開に必要な内部留保状況等を勘案して決定することとしております。当社では引き続き企業体力の強化を推進するとともに、安定的に株主の皆様への利益還元を実施できるよう努めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

事業性と公共性の両立した航空会社となる様、以下の事項を戦略目標として今後の事業運営を行います。

「安全性の確保を事業遂行の基本とし、顧客に適切な価格で快適な航空運送を提供する。」

安全性の確保を至上命題とし航空運送事業の遂行にあたりるとともに、より多くのお客さまに適切な価格で気軽に航空機を利用して頂ける航空会社を目指し、適切な価格の提供を通じて新たな市場の創出に努めてまいります。

「景気や競争環境ならびに需要の変動に影響されにくい強靱な企業体質を構築する。」

航空運送事業は航空機を使用する輸送事業であるという性格上、景気の影響されやすく、為替や原油価格、需要変動の影響を受け易いため、経営資源を集中させ効率的に運用できる企業体質を構築いたします。

「既成概念を克服し競争力のある航空会社として基盤を確立する。」

当社は就航以来、お客さまに選ばれる運賃・サービスの提供に努めてきた結果、社会にその存在が認知され、発着枠をはじめとする運航環境面において、競争促進枠や新規優遇枠の設定等により羽田空港発着枠を確保してまいりました。今後は、発着枠のみならず航空輸送事業を取り巻く現状について、公正かつ合理的な事業環境の形成を求め、さらなる健全な事業拡大を行い競争力のある航空会社として基盤を確立いたします。

(4) 会社の対処すべき課題

営業収入基盤の安定化

経済情勢に応じた適正な航空運賃の浸透、路線毎の市場特性ならびに季節要因等を勘案した営業施策の展開、及び販売流通経路における業務処理効率の改善策により安定的な旅客営業収入の確保を図ります。

運航品質の向上

航空機の増加、整備体制の自立化の推進と航空機予備部品の拡充を積極的に図ることにより、機体整備に起因する運航便の遅延や欠航便の発生を極力抑制することに努めてまいります。

業務効率化によるコスト削減と人材の育成強化

新型機の導入、運航路線の展開については、独立した運営体制を基本方針とし、運航路線の環境に適応した体制を適切に選定するとともに、海外での業務委託を含め、常にコストパフォーマンスを追求した事業構造の構築を図ります。また、それぞれの分野での高い専門性の習得はもとより、企業理念に基づく士気の高い人材の育成に注力し、柔軟で機動力に富み、また事業規模の拡大や収益構造の変化に即応できる組織体制を構築してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項については、以下のとおりであります。当社はこれらのリスクを認識した上でその発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、記載事項のうち将来に関する事項については当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業基盤の特異性について

当社は東京国際空港（羽田空港）を発着する路線を中核として事業展開を図っておりますが、同空港の発着枠については、航空法による混雑飛行場に係る特例の適用を受けております。当社が利用可能な同空港の発着枠は国内線36枠であり、深夜早朝帯の臨時便等の運航を除いて同発着枠の増減予定はありませんが、将来において発着枠の見直し・再配分等が生じた場合には事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、当社における既存発着枠の活用が計画通りに進まない場合についても、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気動向の影響について

航空業界は、旅客需要等について景気動向等の変動による影響を受けております。当社は、一般利用者や企業向けに比較的低価格で座席を提供しており、低価格志向の需要を一定程度取り込んでいるものと認識しております。しかしながら、昨年から続く消費増税等による経済への影響によっては、需要の減少等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 航空業界を取り巻く環境について

日本の航空業界においては、近年のLCCの参入により航空各社の勢力地図にも変化がみられ、北陸新幹線の開通、今後予定されている東北新幹線の延伸等、業界を取り巻く環境は日々大きく変化しております。当社においては、一部の路線でLCCとの競合に直面しており、また、東京国際空港（羽田空港）を発着する路線及び地方空港を発着する一部の路線では、大手航空会社との競争が進行しております。今後、航空業界において競争環境や事業環境が大幅に変化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要路線は同業他社も運航しており、路線によっては新幹線・高速道路等の代替交通機関とも競合関係にあります。今後において、競合他社等の運賃戦略等により競争が激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原油価格の上昇に伴う燃料費への影響について

当社の燃料費は原油価格水準の影響を直接的に受けております。今後の国際的な原油市場の需給バランス、金融情勢、産油国の政治情勢等の影響に伴う原油価格水準の動向によっては燃料費が上昇する可能性があります。

(5) 為替変動の影響について

当社の主な費用のうち、航空機リース及び航空機整備の一部等については外貨建取引を行っております。また航空機燃料についても間接的に為替変動の影響を受けております。航空機リースに係る契約保証金等については外貨建債権を保有している一方で、保有する航空機及び整備費の増加によっては外貨建債務の増加が見込まれます。当社は、現時点においては為替予約等によるヘッジを行っていないため、外国為替の大幅な変動が生じた場合には、費用の増減、もしくは外貨建債権債務の評価損益の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保について

当社における人材の中でも、運航に従事するもの（操縦士、運航管理者）、航空機の整備に従事するもの（整備士）については、航空法に定める資格が必要です。当該有資格者については、国内他社の経験者並びに海外の経験者等に拠って、人材を確保しておりますが、雇用環境によっては、相当数の有資格者を一時に確保することが困難になる可能性があります。その対策として、自社養成による有資格者の育成を進めておりますが、資格取得までは一定期間の教育訓練を必要とするため、事業展開の時期並びに規模について制約を受ける可能性があります。

(7) 航空機材の導入について

国内路線における航空機材について、当社は、国内路線においてはボーイング737-800型機（177席）を使用機材（有価証券報告書提出日現在においてボーイング737-800型機27機を導入）として事業を展開しております。同機材に関してはオペレーティング・リース取引により導入しておりますが、当該航空機及び未經過リース料については貸借対照表には計上されておられません（平成27年3月期末における未經過リース料の総額は121,714百万円であります）。また、当社は今後も国内路線の使用機材についてはオペレーティング・リース取引により行う方針であります。十分な収益拡大が困難となった場合には、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(8) 使用機材等の整備費の変動について

航空機等に係る整備につきましても、規程で定めている期限、使用機材の状態を考慮し、定期的に点検・整備を実施しておりますが、それぞれの機体及びエンジン等の点検結果によっては整備対象範囲の増加等により、整備費が変動する可能性があります。

また、リース取引終了に伴う航空機返還に係る整備費用については、返還する時期、航空機の状態、その他の要因等によりその見込額に大幅な差異が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 航空機事故及びトラブル等について

当社の運航便において航空機事故又はトラブル等が生じた場合には、顧客の信頼性や社会的評価の低下、航空機運航に係る障害又は損害賠償請求等が生じることにより、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、他社において航空機事故が発生した場合も、業界全体において航空需要が低下し当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム障害について

当社は、システムを通じて予約販売、搭乗手続、運航管理、業務管理等、お客様へのサービス及び運航に必要な業務を実施しております。したがって、システムに障害が発生し運航等業務に支障をきたす事態となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 顧客情報漏洩について

当社は、膨大な顧客に関する情報を保持しており、情報管理に関する内部管理体制を整備しております。しかしながら、不正アクセスや業務上の過失等、何らかの原因により顧客情報の漏洩事故が発生した場合、損害賠償費用の発生や信用失墜により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 災害等について

当社の国内路線の多くは東京国際空港（羽田空港）、新千歳空港、神戸空港、那覇空港等の国内主要空港を利用しております。このため、当該地域において地震等の大規模災害や当該施設における火災等による災害が発生した場合には、当該空港発着便の運航が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該地域以外においても、当社が就航する地域において自然災害や何らかの要因により空港施設等の利用に支障が生じた場合にも、同様に当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 戦争・テロ等の影響について

国際的な戦争・テロ等が発生した場合には、日本国内においても保安対策の強化に伴う航空会社の負担増や航空保険料の上昇等により関連費用が増加する可能性があります。

(14) 疫病・インフルエンザ等の感染症による影響について

新型インフルエンザ等の重大な感染症が発生・蔓延した場合は、人々が外出を控えることによる利用客数の減少や、顧客の航空利用の意欲の低下等により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、毒性の強い感染症に当社社員が大量に感染し運航等業務に支障をきたす事態となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業に対する法的規制について

当社は、航空事業関連法令等の法的規制に基づき事業を展開しており、国土交通省航空局より航空運送事業者としての「事業許可証」の交付を受けております。

当社では当該法的規制を遵守するため、組織並びに規程類を適宜整備し、専門性の高い人材の確保、育成に努めておりますが、当該法規制等に抵触する事象が生じた場合や重大な変更等が生じた場合には、事業許可の取り消しによ

り当社の事業運営が制限を受け、財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。なお、現在事業許可の取り消しに係る事象はございません。

(航空運送事業許可の状況)

取得年月	平成12年2月(注)
許認可等の名称	事業許可
所管官庁等	国土交通省
有効期限	事業許可証の書換え又は再交付がなされるまでの間、有効とする。 書換え又は再交付の発生事由は、事業許可の内容、若しくは運航者情報の変更による場合であります。 最新の許可内容となった日は平成24年6月14日であります。
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	航空法第119条 ・事業許可等に付した条件に違反したとき。 ・正当な理由が無く、事業許可等の実施すべき事項を実施しないとき。 航空法第120条 ・航空法第4条第1項各号に掲げる者に該当するに至ったとき。 当社の事業許可等に付された条件及び未実施事項はありません。

(注) 航空法改正に伴い、平成12年2月1日より従来の路線免許制から事業許可制へと変更されております。

また、国土交通省から認可を受けている、羽田 - 神戸線、羽田 - 新千歳線、羽田 - 那覇線の運航計画については、運航能力(乗務員、整備士の確保)の維持に支障をきたした場合には、その運航計画の変更をすることの条件が付帯されております。当社の運航能力の整備状況によっては、全体の事業計画を変更する可能性があります。

(16) 環境規制について

近年、温暖化防止を始めとした地球環境保全の一環として、航空機による温暖化ガスの排出量削減に係る取り組みの強化等が求められております。今後、規制のさらなる強化や環境税等の新たな規制が導入された場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 訴訟等について

当社の事業活動に関連して、重要な訴訟等が提起された場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 資産減損について

当社は、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、定期的に保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損の兆候の確認及び減損損失の認識・測定を行っております。その結果、将来において固定資産の減損損失を計上することも予測され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当事業年度において、当社はA330-300型機導入による運航コストの増加や円安の進行による機材費の増加により収益性が著しく悪化した結果、17,635百万円の営業損失、16,685百万円の経常損失、20,218百万円の当期純損失を計上しております。

また、平成27年7月29日付けでエアバス社よりA380型機の購入契約解除に基づき多額の違約金を請求されておりました。

このような状況から、当事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しておりましたが、貸借対照表日後の、平成27年9月1日付けで再生計画確定を東京地方裁判所より受けております。

再生計画の確定によりA330-300型機のリース契約の解除やエアバス社等の大口債権者に対する債務の免除等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は解消したと判断いたしました。

5【経営上の重要な契約等】

営業に関する重要な契約

契約の種類	契約の内容	契約相手先	備考
運航乗務員の提供に関する契約	運航乗務員の提供	PARC Aviation Ltd.	アイルランドの航空機パイロット提供会社
運航乗務員の提供に関する契約	運航乗務員の提供	IAC North Pacific Pty Ltd.	オーストラリアの航空機パイロット提供会社
運航乗務員の提供に関する契約	運航乗務員の提供	IASCO GLOBAL Pte.Ltd	シンガポールの航空機パイロット提供会社
運航乗務員の提供に関する契約	運航乗務員の提供	Rishworth Aviation Ltd.	ニュージーランドの航空機パイロット提供会社
運航乗務員の提供に関する契約	運航乗務員の提供	WASINC INTERNATIONAL LTD.	香港の航空機パイロット提供会社
航空機材リース契約	航空機材のリース	Gecas Aircraft Leasing Norway AS	ボーイング737 - 800型機 4機
航空機材リース契約	航空機材のリース	Wells Fargo Bank Northwest NA	ボーイング737 - 800型機 2機
航空機材リース契約	航空機材のリース	ALC B378 35228, LLC	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	Avolon Aerospace Norway 1 Limited	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	Macquarie Aerospace Inc.	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	NBB Black Swan	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	BOC Aviation Corporation	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	NBB Bluejay	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	SKK Corporation	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	Bank of Utah as owner trustee	ボーイング737 - 800型機 3機
航空機材リース契約	航空機材のリース	NBB Hummingbird	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	NBB Ostrich	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	三菱UFJリース株式会社	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	AWAS Norway 1 AS	ボーイング737 - 800型機 2機
航空機材リース契約	航空機材のリース	AWAS Norway 3 AS	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機材リース契約	航空機材のリース	AWAS Norway 9 AS	ボーイング737 - 800型機 2機
航空機材リース契約	航空機材のリース	GY Aviation Lease (Norway) Co. AS	ボーイング737 - 800型機 2機
航空機材リース契約	航空機材のリース	SMBC Aviation Capital (UK) Limited	ボーイング737 - 800型機 1機
航空機整備基本契約	航空機整備	Evergreen Aviation Technologies Corporation	台湾の航空機整備会社
航空機エンジン整備基本契約	航空機エンジン整備	DELTA Airlines Inc.	デルタ航空の整備部門
航空機エンジン整備基本契約	航空機エンジン整備	Lufthansa Technik AG	ルフトハンザ航空の関連航空機整備会社
航空機装備品整備基本契約	航空機着陸装置整備	ST Aerospace Solutions Europe A/S	デンマークの航空機装備品整備会社
航空機部品供給契約	航空機部品供給	Lufthansa Technik AG	ルフトハンザ航空の関連航空機整備会社

契約の種類	契約の内容	契約相手先	備考
代理店契約	航空引換証の販売代理	株式会社エイチ・アイ・エス	
代理店契約	航空引換証の販売代理	株式会社ジェイティーピー	
代理店契約	航空引換証の販売代理	近畿日本ツーリスト株式会社	
再生支援基本契約	民事再生手続きに係る再生支援	インテグラル株式会社	投資会社
スポンサー契約	再生支援	ANAホールディングス株式会社 UDSエアライン投資事業有限責任組合	
株主間契約	再生支援	ANAホールディングス株式会社	

(注) 1. 代理店契約は他に140社と契約を結んでおります。

6【研究開発活動】

特記事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とする項目があります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

事業収益

当事業年度の事業収益につきましては、旅客数の減少、旅客単価の減少により80,946百万円（前年比5.8%減）となりました。

事業費、販売費及び一般管理費

当事業年度の事業費は、95,108百万円（前年比11.7%増）となりました。主な要因は、使用航空機数の増加に伴う航空機材費の増加（前年比28.6%増）、エアバスA330-300型機の導入に係る運航乗員訓練費の増加（前年比103.9%増）、運航便の運休・欠航に伴う旅客サービスの拡充に係る非常旅客取扱費の増加（前年比1,333.8%増）等によるものです。販売費及び一般管理費は、エアバスA330-300型機の導入に係る広告宣伝費の増加（前年比145.5%増）、保険料の増加（前年比109.7%増）等により3,473百万円（前年比3.7%増）となりました。

営業外損益

為替差益394百万円及び違約金収入472百万円の計上などにより、949百万円の利益を計上いたしました。

特別損益

減損損失2,517百万円の計上などにより、特別損益は2,080百万円の損失となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社を取り巻く事業環境は、原油相場の影響を受けやすく、今後の相場次第では当社の経営環境に影響を与える事が予想されます。特に中東の産油国の情勢には、注視する必要があります。

また航空機事故やトラブル等が生じた場合、その影響は直接的であり、多大になる可能性があります。そのような状況を防ぐため、点検・整備の徹底、継続的な従業員の安全意識の啓蒙等の安全対策に、より一層努めてまいります。

今後も航空機のリース料や航空機整備に係わる一部の費用については外貨建取引となる為、それに伴う為替変動の影響が増加する事が予想されます。現時点では為替予約は行っておりませんが、今後の為替動向と外貨建取引状況によっては、然るべき対策を検討します。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は適正な運賃水準を維持しながら、堅実な路線展開を行うことで収益の安定的確保を図ってまいります。具体的には保有機種をボーイング737-800型機1機種に絞り、運航路線の運休あるいは運航時間の変更などの見直しを行い、国内線における収益性の向上とコスト削減を図ってまいります。また、安定的な事業継続ができる環境を確保すべく、各航空機リース会社と協議の上、リース期間の一定程度の延長およびリース料の支払額の減額を実施しております。

今後はボーイング737-800型機1機種での運航体制とし、国内線における収益性の安定確保に注力してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ4,685百万円減少し、2,379百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては「第2 事業の状況 1(業績等の概要)(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、為替相場及び原油相場の状況等の経済情勢、少子高齢化の進行、LCCや新幹線開業・延伸の影響など、当社を取り巻く事業環境は、楽観視できない状況が続く事が予想されます。

そのような状況の中、定時性の向上、企業イメージの向上、徹底した収益とコストの管理により、LCCでもなく、大手航空会社でもない独自の存在として、適正な運賃を提供しつつ、お客様に満足いただける品質やサービスを提供し、安定的収益基盤の確保と更なる収益の拡大を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において設備投資の総額は2,119百万円であります。

主なものは航空機予備部品購入代金595百万円、A380型機用フル・フライトシミュレーター（模擬飛行装置）及び予備部品購入代金1,802百万円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 航空機

機種	機数(機)	全長(m)	全幅(m)	最大離陸重量 (ポンド)	客席数(席)
ボーイング737-800	27	39.4	34.3	155,000	177

(注) ボーイング737-800型機は全てオペレーティング・リース機材であり、リース会社の内訳等については第2事業の状況 5 「経営上の重要な契約等」をご覧ください。

(2) 航空機予備エンジン

	製造者	型式	台数	帳簿価額(百万円)
1号基	CFM International社製	CFM56 7B26	1	-
2号基	CFM International社製	CFM56 7B26/3	1	-
3号基	Rolls-Royce社製	Trent 772B-60/16	1	-

1号基・2号基はボーイング737-800型機用の予備エンジンであり、3号基はエアバスA330-300型機用の予備エンジンであります。

1号基はGECASからのオペレーティング・リースであり、平成20年9月からの96ヶ月間の契約であります。

2号基はEngine Lease Finance Corporationからのオペレーティング・リースであり、平成21年3月からの120ヶ月間の契約であります。

3号基はRolls-Royce Leasing Limitedからのオペレーティング・リースであり、平成26年6月からの120ヶ月間の契約であります。

(3) 事業所等

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び 車両	器具備品	リース 資産	差入 保証金	合計	
本社 (東京都 大田区)	管理業務 営業業務 運航業務 整備業務	内装設備 情報機器等 通信設備 訓練施設	431	68	49	1,352	410	2,311	639
羽田事業所 (東京都 大田区)	空港業務 旅客業務 整備業務 運航業務	内装設備 情報機器等 通信設備	46	238	239	278	1	804	740
訓練センター (東京都 大田区)	運航業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	71	5	139	278	28	523	-
福岡空港支店 (福岡県 福岡市 博多区)	運航業務 整備業務 空港業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	8	8	17	103	17	155	159
神戸空港支店 (兵庫県 神戸市 中央区)	運航業務 整備業務 空港業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	769	8	42	5	-	825	212
千歳空港支店 (北海道 千歳市)	運航業務 整備業務 空港業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	20	52	6	231	173	484	112
沖縄空港支店 (沖縄県 那覇市)	運航業務 整備業務 空港業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	35	18	17	171	16	259	129
その他	運航業務 整備業務 空港業務 旅客業務	内装設備 情報機器等 通信設備	75	60	162	128	63	491	225
合計	-	-	1,459	461	674	2,549	711	5,856	2,216

(注) 1 金額は、平成27年3月31日現在の帳簿価額によっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 重要な設備の売却

当社は、運転資金の逼迫を解消するため、B737-800型機用フル・フライトシミュレーター2基、A330型機用フル・フライトシミュレーター1基、航空機地上支援特殊車両36台を売却しました。なお、当該資産はセールアンドリースバックにより、主要設備として稼働しております。また、B737-800型用航空機予備エンジン(CFM56-7B26)1基も売却しました。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、エアバスA380型機の購入契約の解除により平成27年度中に、エアバスA380型機用フル・フライトシミュレーター（模擬飛行装置）を売却する予定です。

また、オペレーティング・リースのRolls-Royce社製航空機予備エンジン2基について、リース契約を解除したことにより、平成27年度中に返還される予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,720,000
計	187,720,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年10月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	91,344,200	1,800,000	-	1単元の株式数 100株
計	91,344,200	1,800,000	-	-

(注) 1. 当社は平成27年3月1日をもちまして東京証券取引所市場第一部から上場廃止となっております。

2. 民事再生手続に係る再生計画に基づき、平成27年9月29日付で発行済株式の全てを無償で取得し、直ちに消却したため、発行済株式数は91,344,200株減少しております。また、平成27年9月29日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式が1,800,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

平成20年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,304	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,400	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,600	-
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,600 資本組入額 9,800	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成20年6月24日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成21年 6月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 9月30日)
新株予約権の数(個)	2,993	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	299,300	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,400	-
新株予約権の行使期間	自 平成23年 7月 8日 至 平成28年 7月 7日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,400 資本組入額 6,700	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成21年6月23日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成22年 6月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 9月30日)
新株予約権の数(個)	5,248	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	524,800	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,200	-
新株予約権の行使期間	自 平成24年 7月 8日 至 平成29年 7月 7日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,200 資本組入額 19,100	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成22年6月23日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成23年6月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,044	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	304,400	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	-
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月7日 至 平成30年7月6日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成23年6月22日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成24年6月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,436	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	443,600	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,400	-
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月5日 至 平成31年7月4日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,400 資本組入額 25,200	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成24年6月20日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成24年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	381	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,100	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100	-
新株予約権の行使期間	自 平成24年6月25日 至 平成54年6月22日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	-
新株予約権の行使の条件	<p>上記の新株予約権行使期間において、新株予約権者は、権利行使時に於いて、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成54年6月21日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p>	-
新株予約権の取得の条件	<p>当社は、新株予約権者が上記による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	議決による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成25年6月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,140	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614,000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,600	-
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月5日 至 平成32年7月4日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,600 資本組入額 16,800	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成25年6月20日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成25年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	381	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,100	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100	-
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月24日 至 平成55年6月23日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	-
新株予約権の行使の条件	<p>上記の新株予約権行使期間において、新株予約権者は、権利行使時に於いて、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成55年6月23日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p>	-
新株予約権の取得の条件	<p>当社は、新株予約権者が上記による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	議決による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

平成26年6月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,272	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	727,200	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29,200	-
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月4日 至 平成33年7月3日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 29,200 資本組入額 14,600	-
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要す。ただし、定年退職の場合には上記新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、平成26年6月19日の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分および相続はこれを認めない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

4 新株予約権の取得事由は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合及び新株予約権の割当者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 1	911,700	70,813,400	172	4,952	172	4,085
平成23年6月1日 2	17,300,000	88,113,400	7,914	12,866	7,914	11,999
平成23年6月21日 3	2,700,000	90,813,400	1,235	14,101	1,235	13,234
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 1	429,500	91,242,900	68	14,170	68	13,303
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 1	43,500	91,286,400	7	14,177	7	13,310
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 1	23,200	91,309,600	3	14,181	3	13,314
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 1	34,600	91,344,200	5	14,186	5	13,319

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。
2 有償一般募集 発行価格970円 発行価額914.94円 資本組入額457.47円 払込金総額15,828百万円
3 有償第三者割当 割当先 大和証券キャピタル・マーケット(株) 発行価格914.94円 資本組入額457.47円
4 平成27年9月1日に確定した民事再生手続に基づく再生計画に従い平成27年9月29日付で発行済株式総数が91,344,200株、資本金が14,186百万円それぞれ減少しております。
5 平成27年9月29日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が1,800,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9,000百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	5	60	31	342	23,373	23,811	-
所有株式数 (単元)	-	-	311	4,651	7,942	20,132	880,299	913,335	10,700
所有株式数の 割合(%)	-	-	0.03	0.51	0.87	2.21	96.38	100.00	-

(注) 1 自己株式345,644株は、「個人その他」に3,456単元及び「単元未満株式の状況」に44株を含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、16単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
飯田 良二	埼玉県さいたま市	30,000	3.28
俣川 久子	鹿児島県出水市	21,800	2.39
岩城 守	岡山県玉野市	9,500	1.04
吉田 望	東京都港区	6,509	0.71
西園 武幸	鹿児島県阿久根市	5,150	0.56
西尾 信博	千葉県君津市	5,000	0.55
山田 武嗣	愛知県名古屋市	4,500	0.49
弓削 誠仁	神奈川県横浜市	4,497	0.49
山田 哲夫	群馬県前橋市	3,480	0.38
スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港3丁目5-7	3,456	0.38
計	-	93,892	10.27

(注) 前事業年度末において主要株主であった西久保 慎一は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(普通株式) 345,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	(普通株式) 90,987,900	909,879	単元株式数100株
単元未満株式	(普通株式) 10,700	-	-
発行済株式総数	91,344,200	-	-
総株主の議決権	-	909,879	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式44株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港 三丁目5番7号	345,600	-	345,600	0.38
計	-	345,600	-	345,600	0.38

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成20年6月24日第12回定時株主総会において特別決議された新株予約権並びに平成21年6月23日取締役会、平成22年6月23日取締役会、平成23年6月22日取締役会、平成24年6月20日第16回定時株主総会及び取締役会、平成25年6月20日第17回定時株主総会及び取締役会、平成26年6月19日第18回定時株主総会及び取締役会において決議された新株予約権については「(2)新株予約権等の状況」及び第5「経理の状況」「注記事項」(重要な後発事象)に記載のとおり、平成27年8月6日付ですべて消却しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条7号に該当する普通株式の取得及び民事再生法第166条1項に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	20	580
当期間における取得自己株式	90,998,556	0

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	91,344,200	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	345,644	-	-	-

3【配当政策】

当社は、利益の状況、企業体質の強化、今後の事業展開に必要な内部留保状況等を勘案して、剰余金の配当を決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会としております。

当期におきましては、赤字であること、また当社を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化を図るべく有効に投資してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	1,449	1,383	744	465	520
最低(円)	316	607	324	265	10

(注) 1. 最高・最低株価は平成25年11月22日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

2. 第19期については、平成27年3月1日付で上場廃止し、最終取引日である平成27年2月27日までの株価について記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	234	264	520	428	44	-
最低(円)	195	194	210	157	10	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 平成27年3月1日付で上場廃止し、最終取引日である平成27年2月27日までの株価について記載しております。

5【役員の状況】

男性 9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長	佐山 展生	昭和28年12月3日生	昭和51年4月 帝人株式会社入社 昭和62年7月 株式会社 三井銀行(現 株式会社 三井住友銀行)入行 平成11年1月 ユニゾン・キャピタル株式会社代表取締役 平成16年4月 GCA株式会社(現 GCAサヴィアン株式会社)代表取締役パートナー 平成19年9月 インテグラル株式会社取締役パートナー 平成20年3月 同社代表取締役パートナー(現任) 平成27年9月 当社代表取締役会長(現任) 株式会社バンダイナムコホールディングス取締役兼務(現職)	(注) 2	-
代表取締役 社長	市江 正彦	昭和35年1月2日生	昭和57年4月 日本開発銀行入行 平成18年4月 日本政策投資銀行 経営戦略部長兼政策金融評価室長 平成20年3月 日本政策投資銀行 金融企画第1部長 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行 投資企画部長兼グロース・クロスボーダー投資グループ長 平成21年6月 同行投資開発グループ長 平成22年6月 同行企業金融第1部長 平成24年6月 同行常務執行役員 平成25年9月 同行取締役常務執行役員 平成27年6月 同行取締役常務執行役員退任 平成27年9月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	-
専務取締役	矢口 秀雄	昭和29年4月25日生	昭和53年4月 全日本空輸株式会社入社 昭和63年7月 整備本部成田工場運航機体整備部 平成5年3月 整備本部管理室整備事業部 主席部員 平成7年6月 整備本部成田メンテナンスセンター管理室リーダー 平成11年4月 関連事業室業務部 主席部員 平成15年4月 整備本部機体計画部 部長 平成18年4月 エアーニッポン株式会社出向 取締役 整備本部長 平成20年4月 執行役員 東京空港支店長 羽田地区グループ統括 平成22年4月 上席執行役員 整備本部 副本部長 平成24年4月 株式会社OCS 代表取締役社長 平成27年6月 退任 平成27年9月 当社専務取締役就任(現任)	(注) 2	-
専務取締役 執行役員	本橋 学	昭和50年11月25日生	平成11年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成17年4月 当社入社 平成23年4月 当社経営企画室課長 平成24年6月 当社経営企画室長 平成26年6月 当社経理部長 平成26年9月 当社退社 平成27年3月 当社入社 執行役員(経営企画室担当)就任 平成27年9月 当社専務取締役執行役員就任(現任)	(注) 2	-
取締役執行 役員	西岡 成浩	昭和54年4月20日生	平成15年4月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社入社 平成17年2月 モルガン・スタンレー証券会社(現 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)入社 平成26年9月 インテグラル株式会社入社(現任) 平成27年9月 当社取締役執行役員(現任)	(注) 2	-

	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	増川 則行	昭和27年6月18日生	昭和46年4月 全日本空輸株式会社入社 昭和46年12月 整備本部ライン整備所東京整備工場装備課 昭和57年12月 整備本部機体工場機体整備部装備課第一係 平成3年6月 整備本部東京ライン整備工場ライン整備部業務課 主席部員 平成6年3月 整備本部羽田メンテナンスセンター整備統制室 主席部員 平成9年6月 整備本部ラインメンテナンスセンター生産業務部生産管理課 リーダー 平成11年6月 OCC推進室業務部 主席部員 平成13年2月 整備本部成田メンテナンスセンター運航機体整備部 部長 平成15年4月 整備本部ラインメンテナンスセンターMOC室 室長 平成18年4月 新東京空港事業株式会社 出向 平成20年4月 整備本部機装センター センター長 平成22年4月 整備本部品質推進室 室長 平成24年4月 整備本部副本部長付 主席部員 平成27年9月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)2	-
常勤監査役	坂木 公禎	昭和27年12月26日生	昭和46年4月 全日本空輸株式会社入社 平成12年12月 当社入社 ラインメンテナンス部 平成17年7月 当社ラインメンテナンス部長 平成18年4月 当社整備本部副本部長 平成19年11月 当社整備本部長 平成22年6月 当社取締役就任 平成26年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
常勤監査役	谷村 大作	昭和30年4月15日生	昭和55年4月 株式会社住友銀行入行 昭和60年1月 関連事業部 平成6年10月 市ヶ谷支店 支店長代理 平成10年7月 株式会社住友クレジットサービス 出向 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 武蔵野ブロック 部長 平成15年10月 融資第三部 部付部長 平成17年4月 営業審査第二部 上席審査役 平成18年4月 本店営業第七部 部付部長 平成19年10月 総合地所株式会社 出向 平成20年3月 総合地所株式会社入社 執行役員財務経理本部副本部長 兼 ローン審査部長 平成21年6月 執行役員 平成23年4月 取締役 兼 常務執行役員管理本部長 平成26年7月 取締役 兼 専務執行役員管理本部長 平成27年5月 顧問 平成27年9月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)1.3	-
監査役	山内 弘隆	昭和30年7月5日生	昭和61年4月 中京大学商学部専任講師 昭和62年4月 中京大学経済学部専任講師 平成10年4月 一橋大学商学部教授 平成17年4月 一橋大学大学院商学研究科研究科長兼商学部長 平成21年4月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職) 平成23年1月 財務省 財政制度等審議会 委員(現任) 総務省 情報通信審議会 委員(現任) 平成25年1月 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 臨時委員(現任) 平成27年2月 経済産業省 調達価格算定委員会 委員(現任) 平成27年3月 内閣府 中央交通安全対策会議 専門委員(現任) 平成27年9月 当社監査役(現任)	(注)1.3	-
計					-

(注)1. 監査役谷村大作、山内弘隆の2名は、社外監査役であります。

2. 平成27年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

- 3.平成27年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 4.平成26年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

企業価値の向上を図るためコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が重要であると考えております。

そのために透明性・健全性の高い、効率的な経営の実現を目指しており、適正な運賃による新たな需要の創出をはじめとする諸施策を通じ事業の更なる発展に邁進しております。

当社は会社法に定める取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の設置会社であります。

取締役会は取締役6名（内、社外取締役0名）で構成され、取締役の業務執行に係わる適法性を監査役3名（内、社外監査役2名）で構成される監査役会で監査しております。

取締役会の定める基本方針に基づき、経営の個々の業務執行を審議する機関として各部門の責任者にて構成する「経営会議」を定期的開催しております。また、代表取締役社長の直轄部門として「監査室」7名及び「安全推進委員会」を設置し、「監査室」は業務の適法な遂行状況、リスク管理への対応などを含めた、業務の妥当性・安全性等の監査を行い、「安全推進委員会」は安全運航に関する様々な阻害要因の発見・抽出・分析・防止対策の審議・決定を継続的に行い運航の安全性確保ならびにその品質向上を図っております。

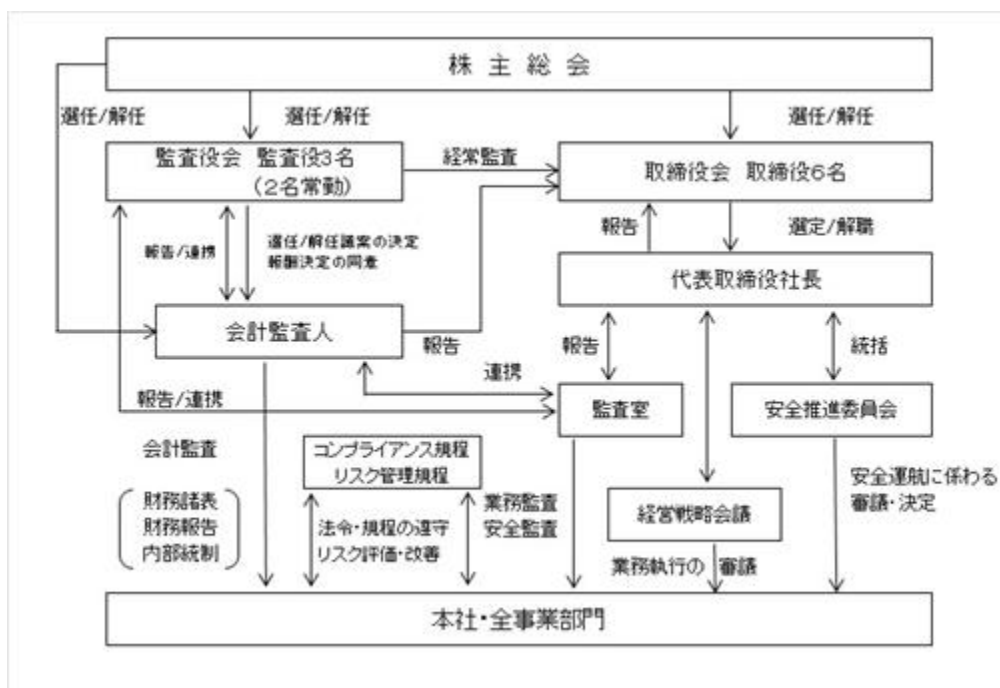
ロ. 企業統治の体制を採用する理由

経営意思決定及び社内ガバナンスの遂行については効率的かつスリムな体制を基本方針としているため、取締役の員数を6名に抑えており、現時点で社外取締役については選任しておりません。

ハ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

会社法及び会社法施行規則に準拠し、当社の業務の適正性を確保するための体制（「内部統制システム」）を構築し、実行しております。また、事業環境を取り巻く様々なリスク要因を認識し、対処することを目的とした「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を図っております。

業務執行及び監督に係わるコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。



内部監査・監査役監査及び会計監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の状況

監査室は、計画に基づき社内の安全監査や業務監査を実施し、監査結果は社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に基づき、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の進捗状況を確認することにより、実効性の高い監査を実施しております。監査役監査は、常勤監査役2名及び非常勤監査役1名（内、社外監査役2名）により実施しております。

監査役は取締役会に出席するほか、定例的に開催される経営会議等の重要な会議に出席する等で、経営監視の機能を果たしております。さらに、監査室による監査実施やその結果の報告を受けると共に、適宜、実査に同行立会すること等で連携を図っております。

また、監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証し、職務遂行状況の報告を受ける等で、会計監査の相当性を監査しております。

ロ. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づいた監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 中塩 信一

指定社員 業務執行社員 鈴木 裕子

指定社員 業務執行社員 田島 幹也

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、その他（公認会計士試験合格者等） 3 名であります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は 2 名であります。

社外監査役谷村大作は事業会社における取締役員経験を、山内弘隆は大学において教鞭をとる傍ら内閣府中央交通安全対策会議の委員を務めるなど専門性の高い知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見表明を行っております。なお、当社は社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社と社外監査役 2 名との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。また、当該社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役 2 名を含む監査役による監査を実施しており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しております。

役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額等(千円)		対象となる人員 (人)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	118,280	118,280	-	7
監査役 (社外監査役を除く)	11,424	11,424	-	3
社外役員	6,000	6,000	-	2

(注) 1. 役員報酬は株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。また、役員規程において、役員の基本報酬及び株式報酬の決定・改定等の方針及び役員賞与の決定等の方針について定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、報酬等の額を決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。監査役谷村大作、山内弘隆の各氏の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

取締役の定数

当社は、取締役を 6 名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

1. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

2. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、職務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
26,000	-	42,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の規模・事業内容及び合理的監査日数等を勘案し、監査役会の同意を経て、代表取締役が最終決裁をしております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.01%
売上高基準	0.02%
利益基準	0.00%
利益剰余金基準	0.02%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修会への参加、顧問税理士等の助言並びに関連専門書等の購読による知識の習得等を継続的に実施しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,065	2,379
営業未収入金	4,895	3,597
貯蔵品	56	1,455
預け金	1,973	2,460
未収入金	1,916	499
前渡金	520	126
前払費用	2,348	2,846
未収還付消費税等	1,200	53
未収還付法人税等	1,171	410
繰延税金資産	90	-
その他	416	2,251
流動資産合計	21,656	16,079
固定資産		
有形固定資産		
航空機材		
減価償却累計額	3,772	3,691
減損損失累計額	73	73
航空機材(純額)	3,110	1,388
建物		
減価償却累計額	801	863
減損損失累計額	17	-
建物(純額)	1,634	1,449
構築物		
減価償却累計額	7	9
構築物(純額)	12	9
機械及び装置		
減価償却累計額	1,990	71
機械及び装置(純額)	1,584	72
車両運搬具		
減価償却累計額	3,222	3,000
減損損失累計額	0	0
車両運搬具(純額)	1,245	388
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	1,129	1,233
減損損失累計額	0	0
工具、器具及び備品(純額)	782	674
リース資産		
減価償却累計額	364	947
減損損失累計額	-	1,018
リース資産(純額)	2,361	2,549
建設仮勘定		
建設仮勘定	26,440	25,273
有形固定資産合計	37,171	31,806
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	100	103
ソフトウェア仮勘定	0	0
電話加入権	11	11
無形固定資産合計	112	115

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	2	2
長期貸付金	1	1
長期前払費用	53	16
敷金及び保証金	6,184	3,977
長期預け金	13,572	18,342
その他	18	15
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	19,830	22,354
固定資産合計	57,114	54,275
資産合計	78,771	70,355
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	4,500
営業未払金	2,919	4,537
未払金	333	1,075
未払費用	1,128	954
未払法人税等	-	19
預り金	160	216
前受旅客収入金	7,373	5,302
定期整備引当金	474	385
返還整備引当金	2,454	2,337
リース債務	315	575
その他	381	42
流動負債合計	15,542	19,947
固定負債		
定期整備引当金	12,206	14,859
返還整備引当金	3,623	5,378
リース債務	2,216	3,284
繰延税金負債	69	1,811
資産除去債務	244	407
その他	180	159
固定負債合計	18,540	25,901
負債合計	34,082	45,848
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,181	14,186
資本剰余金		
資本準備金	13,314	13,319
資本剰余金合計	13,314	13,319
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,827	3,390
利益剰余金合計	16,827	3,390
自己株式	91	91
株主資本合計	44,232	24,024
新株予約権	456	482
純資産合計	44,689	24,506
負債純資産合計	78,771	70,355

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
事業収益		
航空事業収入	84,971	79,416
附帯事業収入	1,004	1,530
事業収益合計	85,975	80,946
事業費		
航空事業費	85,052	95,018
その他の事業費用	81	90
事業費合計	85,134	95,108
事業総利益又は事業総損失()	841	14,162
販売費及び一般管理費		
販売手数料	636	581
広告宣伝費	113	278
給料及び手当	699	705
株式報酬費用	113	100
福利厚生費	129	142
旅費及び交通費	49	44
通信費及びシステム費	69	74
業務委託費	113	201
支払手数料	899	894
賃借料	90	75
消耗品費	19	18
租税公課	223	116
減価償却費	100	99
貸倒引当金繰入額	19	0
その他	108	139
販売費及び一般管理費合計	3,348	3,473
営業損失()	2,506	17,635
営業外収益		
受取利息	12	1
為替差益	1,731	394
違約金収入	383	472
その他	125	365
営業外収益合計	2,252	1,233
営業外費用		
支払利息	105	256
賃貸借契約解約違約金	28	-
その他	14	27
営業外費用合計	149	284
経常損失()	403	16,685

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1 0	1 395
債務免除益	-	2 700
新株予約権戻入益	44	67
その他特別利益	3	1
特別利益合計	48	1,163
特別損失		
固定資産除却損	3 64	3 8
固定資産売却損	-	4 0
減損損失	5 17	5 2,517
賃貸借契約解約損	-	401
その他特別損失	-	316
特別損失合計	82	3,243
税引前当期純損失()	438	18,765
法人税、住民税及び事業税	694	30
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	410
法人税等調整額	713	1,832
法人税等合計	1,407	1,452
当期純損失()	1,845	20,218

【事業費明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
航空事業費					
航行費					
給与手当等		3,653		3,611	
燃料費・燃料税		26,937		27,430	
空港使用料		8,785		10,113	
乗員訓練費		747		1,524	
乗員旅費		747		774	
業務委託費		2,485		2,699	
その他		790		866	
計		44,146	51.9	47,022	49.4
整備費					
給与手当等		2,267		2,268	
整備部品費		930		1,042	
業務委託費		1,770		3,713	
定期整備引当金繰入額		3,763		3,912	
返還整備引当金繰入額		1,789		1,992	
その他		2,460		2,775	
計		12,980	15.2	15,703	16.5
航空機材費					
航空機材リース料		15,005		19,473	
航空保険料		354		331	
その他		802		987	
計		16,162	19.0	20,792	21.9
運送費					
給与手当等		2,430		2,370	
運送サービス費		1,423		1,744	
業務委託費		902		955	
機内サービス費		37		35	
乗員訓練費		24		44	
計		4,817	5.7	5,151	5.4

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
空港管理費					
給与手当等		3,457		3,390	
業務委託費		114		57	
賃借料		2,680		2,436	
その他		692		464	
計		6,945	8.2	6,347	6.7
航空事業費合計		85,052	99.9	95,018	99.9
その他		81	0.1	90	0.1
事業費合計		85,134	100.0	95,108	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	14,177	13,310	13,310	19,037	19,037	91	46,434
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	3	3	3				7
剰余金の配当				363	363		363
当期純損失（ ）				1,845	1,845		1,845
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3	3	3	2,209	2,209	-	2,202
当期末残高	14,181	13,314	13,314	16,827	16,827	91	44,232

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	389	46,824
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		7
剰余金の配当		363
当期純損失（ ）		1,845
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67	67
当期変動額合計	67	2,135
当期末残高	456	44,689

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	14,181	13,314	13,314	16,827	16,827	91	44,232
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	5	5	5				10
剰余金の配当							
当期純損失（ ）				20,218	20,218		20,218
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	5	5	5	20,218	20,218	0	20,207
当期末残高	14,186	13,319	13,319	3,390	3,390	91	24,024

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	456	44,689
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		10
剰余金の配当		
当期純損失（ ）		20,218
自己株式の取得		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25	25
当期変動額合計	25	20,182
当期末残高	482	24,506

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	438	18,765
減価償却費	2,482	3,210
減損損失	17	2,517
その他の特別損益(は益)	-	12
長期前払費用償却額	50	37
貸倒引当金の増減額(は減少)	19	0
定期整備引当金の増減額(は減少)	2,406	2,563
返還整備引当金の増減額(は減少)	1,480	1,638
受取利息及び受取配当金	13	1
支払利息	105	256
為替差損益(は益)	1,609	268
固定資産売却損益(は益)	0	394
固定資産除却損	64	8
債務免除益	-	700
売上債権の増減額(は増加)	644	1,297
たな卸資産の増減額(は増加)	3	22
前払費用の増減額(は増加)	439	489
未収入金の増減額(は増加)	1,453	1,417
前渡金の増減額(は増加)	505	394
長期預け金の増減額(は増加)	849	4,770
仕入債務の増減額(は減少)	94	1,618
前受旅客収入金の増減額(は減少)	3,274	2,071
未払金の増減額(は減少)	43	843
未収消費税等の増減額(は増加)	1,200	1,147
未払消費税等の増減額(は減少)	596	-
その他の資産の増減額(は増加)	1,999	501
その他の負債の増減額(は減少)	321	145
小計	3,841	11,124
利息及び配当金の受取額	13	1
利息の支払額	108	219
法人税等の還付額	-	1,240
法人税等の支払額	3,390	78
営業活動によるキャッシュ・フロー	355	10,180
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,758	2,119
有形固定資産の売却による収入	8	643
無形固定資産の取得による支出	17	21
資産除去債務の履行による支出	-	13
敷金及び保証金の差入による支出	314	454
敷金及び保証金の回収による収入	161	1,176
貸付金の回収による収入	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,920	788

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	5,200
株式の発行による収入	5	3
自己株式の取得による支出	-	0
セール・アンド・リースバックによる収入	-	1,800
リース債務の返済による支出	56	460
配当金の支払額	364	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	415	6,542
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,109	259
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16,089	4,685
現金及び現金同等物の期首残高	23,155	7,065
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,065	1 2,379

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

(1) 航空機部品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) その他の貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)

定額法を採用しております。

なお耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～31年

その他の有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備) 3～18年

構築物 10～20年

航空機材 5～10年

機械及び装置 8年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額を費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 定期整備引当金

航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額を計上しております。

(3) 返還整備引当金

航空機材の返還整備費用の支出に備えるため、返還整備費用見積額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

事業収益のうち旅客収入につきましては、輸送完了時に収益を計上しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

保有目的の変更

当事業年度において、航空機部品及び機械装置に用途変更が生じたため、航空機部品から664百万円、機械装置から757百万円をそれぞれ貯蔵品へ振替えております。

(貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
航空機材	0 百万円	356 百万円
車両運搬具	-	38
機械及び装置	-	0
計	0	395

2 債務免除益の内容は次のとおりであります。

当社は平成27年1月6日に当社代表取締役である西久保 慎一より700百万円の借入を行いました。平成27年3月25日にその全額につき債務の免除を受け、700百万円の債務免除益を計上しております。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
航空機材	7 百万円	- 百万円
建物	54	0
車両運搬具	0	0
工具・器具及び備品	1	7
計	64	8

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
航空機材	- 百万円	0 百万円
工具・器具及び備品	-	0
計	-	0

5 減損損失

前事業年度及び当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	用途	種類	金額(百万円)
旭川空港	空港業務	建物附属設備	6
熊本空港	空港業務	建物附属設備	11

当事業年度において旭川空港及び熊本空港発着路線を運休したことに伴い、当該各空港における資産のうち移設等の不可能なものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(17百万円)として特別損失に計上いたしました。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

場所	用途	種類	金額(百万円)
宮古空港	空港業務	建物附属設備	14
石垣空港	空港業務	建物附属設備	12
成田空港	空港業務	建物附属設備	23

場所	用途	種類	金額(百万円)
B737シミュレーター施設	運航乗務員訓練業務	リース資産	315
A330シミュレーター	運航乗務員訓練業務	リース資産	702
A330シミュレーター-TRAINER	運航乗務員訓練業務	機械装置	25
A330用航空機部品	整備業務	航空機部品	541
A380シミュレーター	運航乗務員訓練業務	機械装置	540
A380導入コンサルタント費用	運航乗務員訓練業務	建設仮勘定	341

(減損損失の認識に至った経緯)

空港支店の閉鎖(予定)、エアバスA330-300型機のリース契約解除等に伴い、将来の使用見込みを検討した結果、今後の当該資産の回収可能価額を著しく低下させると判断したため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社は航空運送事業を担っており、単一グループにてグルーピングを行っております。

しかし、上記資産については、グルーピングの見直しを行った結果、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

(回収可能価額の算定方法)

上記の資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

正味売却価額は、主として売却予定価額等により評価しており、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	91,286,400	23,200	-	91,309,600
合計	91,286,400	23,200	-	91,309,600

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、ストックオプション行使による新株の発行による増加23,200株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	345,624	-	-	345,624
合計	345,624	-	-	345,624

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	456
合計		-	-	-	-	-	456

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	363	利益剰余金	4	平成25年3月31日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式(注)	91,309,600	34,600	-	91,344,200
合計	91,309,600	34,600	-	91,344,200

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、ストックオプション行使による新株の発行による増加34,600株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	345,624	20	-	345,644
合計	345,624	20	-	345,644

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	482
	合計	-	-	-	-	-	482

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	7,065 百万円	2,379 百万円
現金及び現金同等物	7,065	2,379

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	1,777 百万円	1,800 百万円

保有目的変更による有形固定資産からたな卸資産への振替額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
保有目的変更による有形固定資産から たな卸資産への振替額	- 百万円	1,421 百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

本社(格納庫)、建物付属設備、車両運搬具、工具・器具及び備品

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

機械及び装置、車両運搬具

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	16,478	21,485
1年超	74,276	100,229
合計	90,755	121,714

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、運営資金については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

なお、当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての敷金及び保証金並びに長期預け金は為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である営業未収金については、内部管理規程に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握し、また、軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有する方針であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次の資金繰計画を適時、作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,065	7,065	-
(2) 営業未収入金 貸倒引当金	4,895 -		
	4,895	4,895	-
(3) 未収入金	1,916	1,916	-
(4) 敷金及び保証金(*1)	6,366	6,077	289
(5) 長期預け金(*2) 返還整備引当金	15,540 6,077		
	9,462	9,220	242
資産計	29,707	29,175	532
(1) 営業未払金	2,919	2,919	-
(2) 前受旅客収入金	7,373	7,373	-
(3) リース債務(*3)	2,532	3,335	802
負債計	12,825	13,628	802

(*1) 敷金及び保証金の貸借対照表計上額には1年内敷金及び保証金182百万円を含んでいます。

(*2) 長期預け金の貸借対照表計上額には1年内長期預け金額1,968百万円を含んでいます。

(*3) リース債務の貸借対照表計上額には1年内リース債務額315百万円を含んでいます。

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2,379	2,379	-
(2) 営業未収入金 貸倒引当金	3,597 -		
	3,597	3,597	-
(3) 未収入金	499	499	-
(4) 敷金及び保証金(*1)	6,172	6,008	164
(5) 長期預け金(*2) 返還整備引当金	20,769 7,716		
	13,053	13,051	1
資産計	25,702	25,536	166
(1) 営業未払金	4,537	4,537	-
(2) 短期借入金	4,500	4,500	-
(3) 前受旅客収入金	5,302	5,302	-
(4) リース債務(*3)	3,860	5,075	1,215
負債計	18,200	19,416	1,215

(*1) 敷金及び保証金の貸借対照表計上額には1年内敷金及び保証金2,195百万円を含んでいます。

(*2) 長期預け金の貸借対照表計上額には1年内長期預け金額2,427百万円を含んでいます。

(*3) リース債務の貸借対照表計上額には1年内リース債務額575百万円を含んでいます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

本社及び事業所の賃貸借契約に伴う敷金並びに航空機リース契約に基づく契約保証金につきましては、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 長期預け金

航空機リース契約に基づく整備準備金につきましては、返還整備引当金控除後の額について、契約期間を考慮し、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 前受旅客収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース契約期間を考慮し、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,065	-	-	-
営業未収入金	4,895	-	-	-
未収入金	1,916	-	-	-
敷金及び保証金	182	1,719	2,264	2,200
長期預け金	1,968	9,871	3,700	-
合計	16,028	11,590	5,965	2,200

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,379	-	-	-
営業未収入金	3,597	-	-	-
未収入金	499	-	-	-
敷金及び保証金	2,195	120	3,003	853
長期預け金	2,427	11,756	6,586	-
合計	11,099	11,876	9,589	853

3. 社債、新株予約権付社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	315	195	201	210	221	1,388
合計	315	195	201	210	221	1,388

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,500	-	-	-	-	-
リース債務	575	602	544	404	370	1,362
合計	5,075	602	544	404	370	1,362

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
株式報酬費用	113	100

2. スtock・オプションの失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権戻入益	44	67

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション (第7回)	平成20年 ストック・オプション (第8回)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 868名	当社従業員 949名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 694,400株	普通株式 759,200株
付与日	平成19年7月1日	平成20年7月1日
権利確定条件	付与日(平成19年7月1日)以降、権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成22年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成19年7月1日から平成21年6月30日まで	平成20年7月1日から平成22年6月30日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成26年6月30日まで	平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

	平成21年 ストック・オプション (第9回)	平成22年 ストック・オプション (第10回)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 990名	当社従業員 1,019名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 792,000株	普通株式 815,200株
付与日	平成21年7月8日	平成22年7月8日
権利確定条件	付与日(平成21年7月8日)以降、権利確定日(平成23年7月7日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年7月8日)以降、権利確定日(平成24年7月7日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成21年7月8日から平成23年7月7日まで	平成22年7月8日から平成24年7月7日まで
権利行使期間	平成23年7月8日から平成28年7月7日まで	平成24年7月8日から平成29年7月7日まで

	平成23年 ストック・オプション (第11回)	平成24年 ストック・オプション (第12回)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,111名	当社従業員 1,554名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 444,400株	普通株式 621,600株
付与日	平成23年7月7日	平成24年7月5日
権利確定条件	付与日(平成23年7月7日)以降、権利確定日(平成25年7月6日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成24年7月5日)以降、権利確定日(平成26年7月4日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成23年7月7日から平成25年7月6日まで	平成24年7月5日から平成26年7月4日まで
権利行使期間	平成25年7月7日から平成30年7月6日まで	平成26年7月5日から平成31年7月4日まで

	平成25年 ストック・オプション (第13回)	平成26年 ストック・オプション (第14回)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1,986名	当社従業員 2,109名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 794,400株	普通株式 843,600株
付与日	平成25年7月5日	平成26年7月4日
権利確定条件	付与日(平成25年7月5日)以降、権利確定日(平成27年7月4日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成26年7月4日)以降、権利確定日(平成28年7月3日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成25年7月5日から平成27年7月4日まで	平成26年7月4日から平成28年7月3日まで
権利行使期間	平成27年7月5日から平成32年7月4日まで	平成28年7月4日から平成33年7月3日まで

	平成24年 株式報酬型新株予約権 (第1回)	平成25年 株式報酬型新株予約権 (第2回)
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 45,400株	普通株式 45,400株
付与日	平成24年6月22日	平成25年6月24日
権利確定条件	-	-
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	平成24年6月25日から平成54年6月22日まで	平成25年6月24日から平成55年6月23日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション (第7回)	平成20年 ストック・オプション (第8回)	平成21年 ストック・オプション (第9回)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	201,700	140,800	330,500
権利確定	-	-	-
権利行使	800	4,800	14,400
失効	200,900	5,600	16,800
未行使残	-	130,400	299,300

	平成22年 ストック・オプション (第10回)	平成23年 ストック・オプション (第11回)	平成24年 ストック・オプション (第12回)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	512,800
付与	-	-	-
失効	-	-	12,000
権利確定	-	-	500,800
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	601,600	344,800	-
権利確定	-	-	500,800
権利行使	-	-	-
失効	76,800	40,400	57,200
未行使残	524,800	304,400	443,600

	平成25年 ストック・オプション (第13回)	平成26年 ストック・オプション (第14回)	平成24年 株式報酬型新株予約権 (第1回)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	714,400	-	-
付与	-	843,600	-
失効	100,400	116,400	-
権利確定	-	-	-
未確定残	614,000	727,200	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	45,400
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	7,300
失効	-	-	-
未行使残	614,000	727,200	38,100

	平成25年 株式報酬型新株予約権 (第2回)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	45,400
権利確定	-
権利行使	-
失効	7,300
未行使残	38,100

単価情報

	平成19年 ストック・オプション (第7回)	平成20年 ストック・オプション (第8回)	平成21年 ストック・オプション (第9回)
権利行使価格 (円)	332	196	134
行使時平均株価 (円)	285	301	270
公正な評価単価(付与日) (円)	127	73	58

	平成22年 ストック・オプション (第10回)	平成23年 ストック・オプション (第11回)	平成24年 ストック・オプション (第12回)
権利行使価格 (円)	382	1,000	504
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	130	472	193

	平成25年 ストック・オプション (第13回)	平成26年 ストック・オプション (第14回)	平成24年 株式報酬型新株予約権 (第1回)
権利行使価格 (円)	336	292	1
行使時平均株価 (円)	-	-	284
公正な評価単価(付与日) (円)	126	124	563

	平成25年 株式報酬型新株予約権 (第2回)
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	284
公正な評価単価(付与日) (円)	325

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性(注)1	53.5%
予想残存期間(注)2	4.9年
予想配当(注)3	-
無リスク利子率(注)4	0.16%

(注)1. 5年間(平成21年7月から平成26年7月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 従業員全員の平均在職年数であり、従業員の退職により本ストック・オプションは消滅してしまうため、平均在職年数を用いております。

3. 平成25年3月期は配当を実施しておりますが、平成26年3月期が無配であることを考慮し見積配当率は考慮しておりません。

4. 5年もの国債レートより従業員の平均勤続年数を考慮し算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 百万円	2 百万円
定期整備引当金	4,519	4,932
返還整備引当金	2,166	2,513
減損損失	-	831
その他	295	11
(繰延税金資産小計)	6,980	8,291
評価性引当額	5,858	8,291
繰延税金資産計	1,122	-
繰延税金負債		
未払事業税	67	-
為替差損益	918	1,708
資産除去債務に対応する除去費用	115	102
繰延税金負債計	1,101	1,811
繰延税金資産の純額	21	1,811

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の額が141百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が141百万円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所、羽田格納庫及び空港事務所棟の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は主として1.7425%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	383 百万円	389 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	20
時の経過による調整額	6	6
資産除去債務の履行による減少額	-	6
期末残高	389	409

(賃貸不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び当事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

当社は、航空事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

当事業年度において、固定資産の減損損失17百万円を計上しておりますが、当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

当事業年度において、固定資産の減損損失2,517百万円を計上しておりますが、当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	科目	取引金額 （百万円）	期末残高 （百万円）
役員	西久保 慎一	当社代表取締役	（被所有） 直接 -	当社代表取 締役	資金の借入	短期借 入金	700	700

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関係を有しない他の第三者と同様に、一般の取引条件で行っております。また、西久保慎一は平成27年1月28日付で当社代表取締役を辞任いたしましたため、平成27年1月29日以降は関連当事者に該当しておりません。そのため、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	486.26円	264.01円
1株当たり当期純損失金額（ ）	20.29円	222.20円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

平成26年3月期及び平成27年3月期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
当期純損失()(百万円)	1,845	20,218
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	1,845	20,218
期中平均株式数(株)	90,954,220	90,989,324
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	373,972	11,455
(うち新株予約権)	(373,972)	(11,455)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 新株予約権の数 21,736個 (2,173,600株)	新株予約権5種類 新株予約権の数 26,140個 (2,614,000株)

(重要な後発事象)

1. 重要な経営改善策または計画の決定

当社は平成27年2月4日に東京地方裁判所より民事再生手続の開始決定を受けておりましたが、当社が東京地方裁判所に提出した再生計画案が平成27年8月5日開催の債権者集会において可決され、同日同裁判所より再生計画の認可決定を受け、平成27年9月1日付で当該認可決定が確定いたしました。今後当社はインテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund (A)L.P.およびANAホールディングス株式会社並びにUDSエアライン投資事業有限責任組合との間で締結したスポンサー契約に基づき、経営支援を受けながら再生を図ってまいります。

この認可決定の確定に伴い、下記の通り重要な後発事象として記載すべき事項が発生しております。

1) 再生計画の内容

当社はスポンサー企業であるインテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund (A)L.P.およびANAホールディングス株式会社並びにUDSエアライン投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資により総額180億円の増資を受け、当該増資金額を再生債権社への弁済原資といたします。なお、当該増資に伴い、当社は発行済み株式のすべてを無償で取得し、直ちに消却するとともに、資本金14,186,733,442円全額を減少いたしました。

2) 計画の実施時期

平成27年9月29日

3) 営業活動等に及ぼす重要な影響(債務免除)

当社は、再生計画に基づき、再生債権の再生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金の全額、並びに、再生債権の元本及び再生手続開始決定日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の100万円を超える部分の95%について再生計画認可決定確定時に免除を受けております。

2. 当社株式の取得及び資本金の額の減少

当社は、再生計画に基づき、下記3の第三者割当増資の払い込みが行われた平成27年9月29日付で発行済み株式のすべてを無償で取得し直ちに消却するとともに、資本金の額を減少いたしました。

1) 当社株式の取得の内容

取得、消却した株式の数 全ての発行済株式である普通株式 91,344,200株

2) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額：平成27年9月29日現在の資本金の全額14,186,733,442円

資本金の減少の方法：資本金の全額をその他資本剰余金へ振替いたしました。

3. 第三者割当増資

当社は、平成27年8月6日付で開催された取締役会の決議に基づき、次のとおり第三者割当による普通株式の発行を行い、これにより資本金及び資本剰余金の額が増加いたしました。

- 1) 発行新株式数 普通株式 1,800,000株
- 2) 発行日 平成27年9月29日
- 3) 発行価額 1株につき10,000円
- 4) 発行価額の総額 18,000百万円
- 5) 増加する資本金及び資本準備金
 - 資本金 9,000百万円
 - 資本準備金 9,000百万円

6) 割当先及び割当株式数

インテグラル2号投資事業有限責任組合	812,028株
Integral Fund (A)L.P.	89,772株
ANAホールディングス株式会社	297,000株
UDSエアライン投資事業有限責任組合	601,200株

7) 資金の使途

再生債権者への弁済原資等

4. 重要な契約の締結

当社は、平成27年9月17日付で、みずほ銀行をアレンジャーとして下記の通りコミットメントライン契約を締結いたしました。

1) コミットメントライン設定の目的

今後の事業展開に係る、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保及び財務基盤の強化

2) コミットメントラインの概要

融資枠設定金額	総額100億円
契約日	平成27年9月29日
契約期間	平成27年9月29日から平成32年9月29日
資金使途	運転資金
アレンジャー	株式会社みずほ銀行

5.新株予約権の消滅

当社の民事再生手続において、下記の新株予約権について、割当契約が解除され、あるいは付与対象者がその権利を放棄したこと等から、平成27年8月6日付ですべて消滅しております。

1)第8回新株予約権

新株予約権の数 1,304個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 130,400株

2)第9回新株予約権

新株予約権の数 2,993個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 299,300株

3)第10回新株予約権

新株予約権の数 5,248個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 524,800株

4)第11回新株予約権

新株予約権の数 3,044個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 304,400株

5)第12回新株予約権

新株予約権の数 4,436個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 443,600株

6)第13回新株予約権

新株予約権の数 6,140個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 614,000株

7)第14回新株予約権

新株予約権の数 7,272個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 727,200株

8)第1回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数 381個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 38,100株

9)第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数 381個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 38,100株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期末減損 損失累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産								
航空機材	6,957	595	2,399	5,153	3,691	73	1,402 (541)	1,388
建物	2,453	43	184	2,312	863	-	223 (50)	1,449
構築物	19	-	-	19	9	-	2	9
機械及び装置	3,574	1,802	5,232	144	71	-	1,264 (565)	72
車両運搬具	4,468	288	1,367	3,389	3,000	0	570	388
工具、器具及 び備品	1,912	203	207	1,908	1,233	0	302	674
リース資産	2,726	1,800	11	4,514	947	1,018	1,600 (1,018)	2,549
建設仮勘定	26,440	1,098	2,266 (341)	25,273	-	-	-	25,273
有形固定資産計	48,553	5,832	11,669 (341)	42,715	9,817	1,092	5,367 (2,175)	31,806
無形固定資産								
商標権	3	-	-	3	3	-	0	0
電話加入権	11	-	-	11	-	-	-	11
ソフトウェア	136	21	-	158	55	-	18	103
ソフトウェア 仮勘定	0	-	-	0	-	-	-	0
無形固定資産計	151	-	-	173	58	-	19	115
長期前払費用	239	66	200	105	49	-	37	55 (39)

(注) 1. 航空機材の当期増減額のうち、主なものは次の通りです。

(増加)

- ・ボーイング737-800型機用航空機部品の取得125百万円。
- ・エアバスA330-300型機用航空機部品の取得469百万円。

(減少)

- ・ボーイング737-800型機用航空機部品の売却910百万円。

2. 建設仮勘定の当期増加額のうち、主なものは次のとおりです。

- ・エアバスA380型機一部前払金、シート開発費用他894百万円。

3. 機械及び装置の当期増減額のうち、主なものは次の通りです。

(増加)

- ・エアバスA380型機用フル・フライト・シミュレーターの取得1,730百万円。

(減少)

- ・セール・アンド・リースバック取引による減少3,393百万円

4. 車両運搬具の当期増加額のうち、主なものは次の通りです。

- ・エアバスA330-300型機及びエアバスA380型機対応のための地上支援作業車両の取得131百万円。

5. リース資産の当期増加額のうち、主なものは次の通りです。

- ・セール・アンド・リースバック取引によるボーイングB737-800型機用フル・フライト・シミュレーター(1号機)の取得181百万円
- ・セール・アンド・リースバック取引によるボーイングB737-800型機用フル・フライト・シミュレーター(2号機)の取得250百万円
- ・セール・アンド・リースバック取引によるエアバスA330-300型機用フル・フライト・シミュレーターの取得797百万円
- ・地上支援作業車両一式の取得570百万円

6. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

7. 長期前払費用の差引期末残高欄の()書きは、1年以内に償却予定の長期前払費用につき、貸借対照表上、流動の部の「前払費用」に含めて表示した金額であり、内数です。

8. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	4,500	5.0	平成28年
1年以内に返済予定のリース債務	315	575	5.8	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,216	3,284	5.8	平成28年～41年
合計	2,532	8,360	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	602	544	404	370

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1	-	-	0	1
定期整備引当金	12,681	5,585	1,567	1,454	15,244
返還整備引当金	6,077	4,392	2,754	-	7,716

(注) 1. 貸倒引当金、定期整備引当金、返還整備引当金の計上理由及び算定方法につきましては、重要な会計方針に記載しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

3. 定期整備引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、返還整備引当金への振替額であります。

4. 定期整備引当金の当期増加額の金額には、為替差損額1,671百万円が含まれております。

5. 返還整備引当金の当期増加額の金額には、為替差損額946百万円が含まれております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(1) 資産の部

イ 現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		143
預金の種類	普通預金	2,228
	別段預金	0
	郵便振替貯金	6
計		2,235
合計		2,379

ロ 営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三井住友カード(株)	945
(株)ジェーシービー	383
(株)イーコンテクト	347
(株)ファミマ・ドットコム	284
三菱UFJニコス(株)	187
その他	1,449
合計	3,597

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
4,895	97,425	98,723	3,597	96.48	15.91

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 貯蔵品

区分	金額(百万円)
航空機部品	683
機械装置	757
その他	14
合計	1,455

ニ 敷金及び保証金

区分	金額(百万円)
航空機材リース保証金(注)	5,401
本社・営業所敷金	711
その他	60
合計	6,172

(注) 航空機材リース保証金には1年内敷金及び保証金2,142百万円が含まれています。

ホ 長期預け金

区分	金額(百万円)
航空機整備預け金	20,769
合計	20,769

(注) 航空機整備預け金には1年内長期預け金2,427百万円が含まれています。

(2) 負債の部

イ 営業未払金

相手先	金額(百万円)
国土交通省航空局	1,266
EVERGREEN AVIATION TECHNOLOGIES CORP.	430
Rolls-Royce	296
国税局	288
日本空港ビルディング(株)	234
その他	2,021
合計	4,537

ロ 前受旅客収入金

区分	金額(百万円)
航空券予約前受金	5,302
合計	5,302

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
事業収益(百万円)	18,194	45,172	64,322	80,946
税引前四半期(当期)純損失金額 () (百万円)	5,445	4,284	11,352	18,765
四半期(当期)純損失金額() (百万円)	5,795	5,744	13,617	20,218
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	63.70	63.14	149.66	222.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	63.70	0.56	86.52	72.54

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都大田区羽田空港三丁目5番7号 スカイマーク株式会社
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故やその他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.skymark.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。
外国人等の株主名簿への記載の制限	航空法第120条の2第1項の規定に基づき、当社定款には次の規定があります。 定款第10条（外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限） 当社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が、当会社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする。 1 日本国籍を有しない人 2 外国政府またはその代表者 3 外国の法人または団体

（注）当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項に規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第18期)(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)平成26年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第19期第1四半期)(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出。

(第19期第2四半期)(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出。

(第19期第3四半期)(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)平成27年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年2月5日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書です。

(5) 臨時報告書

平成27年2月5日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号(取締役会の決議事項)の規定に基づく臨時報告書です。

(6) 臨時報告書

平成27年2月18日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月13日

スカイマーク株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塩 信一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田島 幹也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイマーク株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成27年9月1日付で会社の再生計画の認可決定が確定した。今後、会社はインテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund (A) L.P.およびANAホールディングス株式会社並びにUDSエアライン投資事業組合との間で締結したスポンサー契約に基づき、経営支援を受けながら再生を図っていく。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、再生計画に基づき会社は、平成27年9月29日付で減資をした。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年8月6日開催の取締役会において平成27年9月29日付で第三者割当増資を決議した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年9月17日付でコミットメントライン契約を締結した。

- 5.重要な後発事象に記載されているとおり、民事再生手続において新株予約権の割当契約が解除され、あるいは付与対象者が権利を放棄したこと等から、新株予約権は平成27年8月6日付で消滅した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。